

令和 6 年（第 11 回）
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和 6 年 11 月 25 日（月）午後 1 時 30 分
と ころ 新館 10 階 大会議室

議案第 106 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第 107 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 108 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 109 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 110 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 111 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 112 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと			
議案第 113 号	非農地証明願承認のこと			
議案第 114 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第 115 号	相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと			
議案第 116 号	農用地利用集積等促進計画案について意見を求めること			
議案第 117 号	農用地利用集積計画の決定について			
月次総会次回以降の開催予定	12月19日（木） 新館9階192会議室	現地調査 12月13日（金） （午前・東地区） （午後・西地区）	1月24日（金） 北館4階大会議室 総会后、「全体会」開催	現地調査 1月20日（月） （午前・西地区） （午後・東地区）

令和6年（第11回）

加古川市農業委員会月次総会議案（追加）

と き 令和6年11月25日（月）

と ころ 新館10階大会議室

議案第118号	地域計画目標地図素案の決定について
---------	-------------------

令和6年 第11回 月次総会審議参考資料

令和6年11月25日

加古川市農業委員会

■3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第106号 第1号	議案第106号 第2号	議案第106号 第3号
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	-	有
	貸付地の農地性	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		10.0km	0.1km	2.0km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	稲作
	農業従事者	本人、妻	本人、妻	本人、父、母
	農業用倉庫	有	無	有
	農機具	所有	所有	所有
	営農全体計画	稲作:15,145㎡ 販売・自家消費 畑作:446㎡ 販売・自家消費	畑作:463㎡ 自家消費	稲作:68,143.20 ㎡ 販売 畑作:4,019㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)			
	構成員要件 (総議決権の1/2超)			
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)			
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定			
	地域との役割分担			
	役員の時常従事			
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4				

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 4 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第108号 第1番	議案第108号 第2番	議案第108号 第3番	議案第108号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2種農地 (市街地から90m 農地集団規模 1.6ha)	3種農地 (住宅が連たん)	農用地区域内 農地	農用地区域内 農地
① 農地区分による許可基準 法4-6①②	ほかに代替地なし	原則許可	一時転用	一時転用
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③	有 (残高証明書 添付)	有 (預金通帳確認)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法4-6③・則47①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法4-6③・則47②	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法4-6③・則47③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法4-6③・則47④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法4-6③・則47⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法4-6⑤・則47の2、47の3	該当なし	該当なし	支障なし	支障なし
3 その他特記すべきこと		始末書添付	一時転用	一時転用

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■ 4 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第103号 第5番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3種農地 (住宅が連たん)
① 農地区分による許可基準 法4-6①②	原則許可
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法4-6③・則47①	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法4-6③・則47②	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法4-6③・則47③	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法4-6③・則47④	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法4-6③・則47⑤	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法4-6⑤・則47の2、47の3	該当なし
3 その他特記すべきこと	

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第109号 第1番	議案第109号 第2番	議案第109号 第3番	議案第109号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2種農地 (市街地から 110m/農地集団 規模2.8ha)	3種農地 (住宅が連たん)	2種農地 (市街地から 100m/農地集団 規模0.1ha)	2種農地 (市街地から 140m/農地集団 規模5.5ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし	原則許可	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと	一部隣接不同意			

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第109号 第5番	議案第109号 第6番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2種農地 (市街地から90m 農地集団規模 1.6ha)	農用地区域内 農地
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし	農用地利用計画 指定用途(農業用 施設)
2 一般基準		
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (預金通帳確 認)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	支障なし
3 その他特記すべきこと		一部転用

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

証 明 要 件	議案第113号 第1番	議案第113号 第2番	議案第113号 第3番	議案第113号 第4番	議案第113号 第5番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (評価証明書)	有 (評価証明書)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	有	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	休耕地	申請どおり

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	○	○	—	—	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	○	○	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○

第3項

令和6年 第11回 月次総会審議参考資料

(追加議案第118号関係)

令和6年11月25日

加古川市農業委員会

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡町下村地区 (下村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の南部については基盤整備事業を実施しているところではあるが、すでに整備が完了している北部は担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。一方で、担い手が引き受けることができない小さな水田や畑についての管理が課題となっている。また、農業用水の管理や草刈りの地域の協力者が減少し、人手が足りていない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦、大豆を主要作物として作付けを行う。また、連作障害を防止するため、2年3作(水稲⇒麦⇒大豆)での耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

現状の農地の集積面積及び団地面積の継続を維持する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業に取組中。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

草刈り等の地域イベントへの参加ができる就農希望者がいる場合は、地域の役員等と連携して、耕作可能な農地の紹介を行うことで、就農希望者の支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・アライグマの捕獲用罠として檻を設置。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	上荘町井ノ口地区 (井ノ口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 株式会社 [] が地域農業の担い手として井ノ口地区の農地の約25%を管理している。 その他、施設いちごを栽培する農家や牧場を営む畜産農家が担い手となっている。</p> <p>【課題】 高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題となっている。</p> <p>【主要作物】 担い手: 麦、キャベツ、いちご等 個人農家: 水稻</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>担い手となる認定農業者等の農地利用について現状維持に努める。 農地管理が容易な水稻、麦等の生産を続けるほか、いちごの生産を継続する。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については引き続き担い手が適切に維持していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備済み。(昭和61年度) また、地区内の再度の基盤整備について検討していく。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>活用の可能性を検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>・畜産農家も含めた循環型農業を進めている。</p>

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	西神吉町西脇地区 (西脇)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月 19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の主な作物として水稲、麦、野菜(キャベツ等)がある。令和6年度は水稲652a、麦401a、キャベツ550aを作付け予定。高齢化及び後継者不足が大きな課題となっているほか、地域における農家が担い手である営農組合(以下「組合」という。)のみであり農地管理等の負担が増えているため、担い手の確保が必要になると思われる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦を主要作物としつつ、今後とも担い手である組合を中心に農地利用を継続する。また、新たに農地利用を行う認定農業者や新規就農者を積極的に受け入れる。そのほか、周囲の営農組合(富木、清水、長慶)と協力して地域の広域的な農地利用を考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の農地利用はできる限り集積・集約化し主に組合が担う。農地については引き続き組合が適切に維持していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>組合の広域化及び法人化を目指す。組合が法人化した後に農地中間管理機構の活用を目指す。また、農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備済み。(平成11年度) また、地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の担い手である組合で農地利用を維持する。 また、地域外からの認定農業者や新規就農者を積極的に受け入れる。 そのほか、周囲の営農組合と協力して地域の広域的な農地利用を考える。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>最新の機器がある営農組合に防除等農作業の一部を委託する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・補助事業を活用しながら、組合による緑肥作物(れんげ)を利用した減化学肥料の農業を継続する。
- ・有機肥料である堆肥の利用を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町高畑地区 (高畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 12月 22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和5年度の利用農地面積は個人606.7a、農事組合法人 営農組合(以下「法人」という。)1098.9a。令和6年度の利用予定農地面積は個人495.5a、法人1190.1a。地域の主な作物として水稻、麦、野菜等がある。個人農家の高齢化及び後継者不足が大きな課題となっている。農地中間管理機構を通じて中心経営体である法人で農地の集積・集約化に取り組んでいるが、法人の構成員の高齢化も課題となっている。また、担い手が法人のみであり農地管理等の負担が増えているため、新たな担い手確保が必要になると思われる。そのほか、住宅地周辺(特に県道沿い)は1筆あたりの農地が狭く形状もいびつである場合が多く農地利用が困難である。地域の環境維持のため現状も非農家の方々にも草刈り等協力いただいているが、今後の農地維持管理は地域の問題として地域住民全てで考えていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦を主要作物としつつ、今後とも堆肥、ヘアリーベッチを主体とした減化学肥料を主とする環境保全型農業を推進する。また、減農薬・減化学肥料のブランド米である鹿児の華米を継続して生産する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の農地利用はできる限り集積・集約化し主に法人が担う。農地については引き続き法人が適切に維持していく。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備済み。(昭和61年度) また、地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業者団体によるブロックローテーションによる営農を堅持し、集落を挙げて集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>機械の導入や農作業は法人が実施しており、今後も農家から依頼があった場合は法人での対応を維持していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を活用しながら、地域の農業者及び法人による堆肥、ヘアリーベッチを利用した環境保全型農業を継続する。 ・減農薬・減化学肥料のブランド米である鹿児の華米を継続して生産する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町広尾東地区 (広尾東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 12月 4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 農事組合法人[]営農組合(以下「法人」という。)が地域農業の担い手として広尾東地区の農地の約56%を管理している。 個人農家は7名おり平均年齢は60歳代。個人農家にはそれぞれ後継者がいるため、10年後も農地利用の現状維持が見込める。</p> <p>【課題】 法人において代表等役員の後継者の検討が必要。また、法人の経営について効率化等改善が必要。</p> <p>【主要作物】 法人: 水稻、麦、大豆、野菜等 個人農家: 水稻</p> <p>【その他】 米価下落対策のため農業協同組合以外にも米を出荷している。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>法人の規模はそのままに農地利用の現状維持に努めるほか、農地管理が容易な麦等の生産を続ける。また、新規作物として菜種を導入し菜種油の商品化を考えている。その他、地域への貢献としてコスモス祭を秋期に開催しており、将来は春期の菜の花を活用したイベントの実施を考えている。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
法人の経営、面積を維持しつつ、耕作者がいなくなった農地が発生した場合には集積を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の集積にあたっては、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み。(昭和56年度)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状の法人の経営状況を維持しつつ農地の継続利用に努める。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等への農作業委託はしていない。法人が機械の導入し農作業を実施している。今後も農家から依頼があった場合は営農組合での対応を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・山あい鳥獣被害防止柵を設置済み。年1、2回のメンテナンスを継続する。
- ・ヘアーベッチを利用したブランド米(志方健やか米)の生産を増やす。
- ・ラジコン草刈り機や薬剤散布ドローン等、スマート農業を活用していく。
- ・レモンやミカン、綿花等の栽培を実施し農地利用の維持に努める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	志方町中才地区 (中才)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 1月 18日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の主な作物として水稲、麦、大豆がある。令和6年度は水稲377.2a(うち農事組合法人 〇〇〇〇 営農組合(以下「法人」という。)262.7a、個人114.5a)、麦510.0aを作付け予定。個人農家の高齢化及び後継者不足が大きな課題となっている。農地中間管理機構を通じて中心経営体である法人で農地の集積・集約化に取り組んでいるが、法人の構成員の高齢化も課題となっている。また、担い手が法人のみであり農地管理等の負担が増えているため、新たな担い手確保が必要になると思われる。そのほか、地域の規模が小さく農業機械導入に向けた積立金が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦を主要作物としつつ、今後ともヘアリーベッチを主体とした減化学肥料を主とする環境保全型農業を推進する。
また、減農薬、減化学肥料のブランド米である志方健やか米を継続して生産する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の農地利用はできる限り集積・集約化し主に法人が担う。農地については引き続き法人が適切に維持していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備済み。(昭和56年度) また、地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業者団体によるブロックローテーションによる営農を目指し、集落を挙げて集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>機械の導入や農作業は法人が実施しており、今後も農家から依頼があった場合は法人での対応を維持していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④輸出	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山あいに鳥獣被害防止柵を設置済み。地域内で交代して月1回破損等ないかチェックしている。 ・補助事業を活用しながら、法人によるヘアーベッチを利用した環境保全型農業を継続する。 ・減農薬、減化学肥料のブランド米である志方健やか米を継続して生産する。
--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町行常地区 (行常)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

実質化された人・農地プランを策定した際のアンケートで、地区内の耕地面積の67.6%(13.8ha)を60才以上の農業者が管理しており、さらに60才以上の農業者のうち60.1%(8.3 ha)が後継者がいないと回答していることから、農業者の高齢化及び後継者不足が大きな課題となっていたが、現在は主に認定農業者、認定新規就農者に農地中間管理機構を通じた集積を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦を主要作物とし栽培を行う。水が入りづらい農地については、畑地化を行い、麦やそばの作付けを行う。その他の水稲、麦の作付けが難しい農地については、果樹の作付けを検討しながら農地の管理を行う。水稲の作付けについては、れんげを主体とした減農薬、減化学肥料の取組を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理等を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の基盤整備済み。(昭和63年度)
また、地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区外から新たな就農を希望する者がいれば、利用できる農地等を紹介することで、就農の支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で収穫等の農作業委託の依頼が農家からあった場合は、営農組合で対応していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・水が入らず水稻の作付が難しい農地については、畑地化を進める。
- ・れんげによる減農薬、減肥料の取り組みを進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町大宗地区 (大宗)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者である営農組合への集積率は約8割で、地域内の農地の大半を集積している。しかし、営農組合の構成員の高齢化、後継者の育成が課題とされており、営農組合の体制の維持について、継続的に協議していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦を主要作物とし栽培を行う。主要作物については、連作障害を防ぐために、水稲と麦のローテーションによる耕作を継続する。水源から離れ水の確保が難しい農地については、麦や大豆の作付けにより管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既に担い手への農地中間管理機構を活用した集積・集約化を行っており、現状の維持に取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
今後、担い手へ新たに集積を行う場合は、所有者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針
 農地の基盤整備済み。(昭和60年度)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
 新たな就農を希望する者がいれば、利用できる農地等を紹介することで、就農の支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
 地域内で収穫等の農作業委託の依頼が農家からあった場合は、志方東営農組合で対応していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町西中地区 (西中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は集落営農組織の解散をきっかけに令和4年度に人・農地プランを作成し、担い手への農地の集積・集約に取り組んでいる。しかし、現在は耕作できているが今後の耕作が難しいとする農業者もいるため、引き続き担い手への農地の集積・集約化が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし栽培を行う。水が入りづらい農地などの水稻の作付けが困難な農地については、WCSや麦の作付けを行う。その他の畑等については野菜の作付けを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に集積面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の意向を踏まえながら、長期で農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構に貸付け、担い手へ段階的に集約化を進める。

<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上等を図るため、耕作者等の要望を踏まえて、補助事業等の活用も検討しながら、費用に見合ったパイプライン化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者へ支障のない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>活用計画なし。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】